

子母発 0531 第 3 号
令和 3 年 5 月 31 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的支援の必要性が指摘されており、例えば、内閣官房副長官を座長とした関係省庁による「不育症対策に関するプロジェクトチーム」の検討報告（令和 2 年 11 月）や、厚生科学審議会科学技術部会「NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会」の報告書（令和 3 年 5 月）、令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性に対する心理社会的支援に関する調査研究」の報告書（令和 3 年 3 月）においても言及されています。

つきましては、流産や死産を経験した女性等への支援について、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「法」という。）における位置づけや活用可能な国の事業等について下記のとおり整理しましたので、各自治体におかれましては、ご了知いただくとともに、地域のニーズ等も踏まえ適切な施策を講じられるようお願いいたします。また、都道府県におかれては、管下の市町村への周知をお願いいたします。

記

1. 法における位置づけ等

法第 6 条第 1 項に規定する「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後 1 年以内の女子をいい、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれます。このため、子育て世代包括支援センターにおける支援を始めとする各種母子保健施策の実施の際には、流産や死産を経験した女性を含め、きめ細かな支援を行うための体制整備に努めていただくようお願いいたします。

2. 地方自治体において活用可能な事業

流産や死産を経験した女性等へのグリーフケア等の支援に活用可能な事業として、以下のものがありますので、地方自治体においては積極的にご活用

ください。ただし、流産や死産を経験した女性は、乳幼児と同じ場でのケア等に精神的負荷を感じるという指摘もありますので、事業の実施にあたっては、適切な配慮をお願いいたします。

○ 子育て世代包括支援センター事業

子育て世代包括支援センターの支援対象者については、「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（平成 29 年 8 月 1 日厚生労働省子ども家庭局母子保健課公表）において、「原則全ての妊産婦（産婦：産後 1 年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者」としており、流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。

○ 産後ケア事業

産後ケア事業については、法第 17 条の 2 において、「出産後一年を経過しない女子及び乳児」が対象とされています。さらに、「産後ケア事業ガイドライン」（令和 2 年 8 月 5 日厚生労働省子ども家庭局母子保健課公表）においても、本事業は「母親のみの利用を妨げるものではない」としており、産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。

なお、流産や死産を経験した女性が精神的負荷を感じないよう居宅訪問（アウトリーチ）型を活用すること等が考えられますので、適切な配慮をお願いいたします。

○ 産婦健康診査事業

産婦健康診査については、「産婦健康診査事業」において平成 29 年度よりその費用の一部を補助していますが、令和 3 年 5 月 31 日付で「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成 17 年 8 月 23 日付雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を改正し、産婦健康診査事業の対象者に、流産や死産を経験した女性も含まれる旨を明確化しております。

地方自治体におかれましては、改正の趣旨を踏まえ、適切な支援を行っていただくようお願いいたします。

○ 不妊専門相談センター事業

不妊や不育症について悩む夫婦等に対し、夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導、不妊治療と仕事の両立に関する相談対応、不妊治療に関する情報提供を行うとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修を行う事業です。

また、不妊専門相談センター内に設置された不育症相談窓口においては、流産や死産を繰り返す苦しみ等に関する心理的な相談を含めた、不育症に関する相談対応、不育症治療に関する普及啓発及び研修等の支援を行うこ

ととしています。

○ 不妊症・不育症支援ネットワーク事業

令和3年度予算において、不妊症・不育症患者への支援として、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援等の充実を図ることを目的として、不妊症・不育症支援ネットワーク事業を創設しました。本事業は、不妊専門相談センター事業を実施している自治体が実施主体となり、当事者団体（自助グループ等）によるピアサポート活動等への支援、不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーによる相談支援を行うものです。

3. 国による委託事業

以下の事業により、支援者等向けの養成研修を実施しますので、地方自治体においては、関係者に周知いただくとともに、研修への参加を促していただくようお願いいたします。

(1) 不妊症・不育症ピアサポーター等の養成研修

令和3年度予算において、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状態にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピアサポーターを育成するため、相談・支援に当たって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催します。併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう研修を実施します。

(2) 母子保健指導者養成研修

妊産婦のメンタルヘルスに対する支援の必要性、不妊治療等の医療技術の高度化やそれに伴う倫理的な課題等、従来の母子保健が担ってきた役割やその範囲は、年々拡大し複雑化しており、このような、近年の母子保健の課題を踏まえた保健指導や支援等ができる人材を育成するため、自治体職員や医療従事者等の母子保健に携わる方を対象に研修を行います。

4. 母子保健施策のための死産情報の共有について

厚生労働省では、「母子保健施策のための死産情報の共有について（依頼）」（令和2年11月20日付子母発1120第1号政統人発1120第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び厚生労働省統計管理官（人口動態・保健社会統計室長併任）通知）において、保健統計主管課に対し、母子保健担当課の求めに応じた死産届に関する必要な情報共有を依頼しています。

流産や死産後に心理的負担を抱えている者に対し、子どもが出生したことを前提とした母子保健サービスの連絡が市町村から届き、当事者に更に強い精神的負荷がかかった事例があるという指摘もあります。地方自治体におかれましては、死産届に関する情報共有を図り、流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的な支援が適切に行われるよう改めてお願いいたします。

5. 流産や死産による死胎の取扱いについて

妊娠4か月以上の死胎の火葬、埋葬等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）により、死体と同様に取り扱われます。妊娠4か月未満の死胎については、同法の対象ではありませんが、社会通念上、丁重に取り扱うことが求められます。

いずれにしても、流産や死産をした女性等の心情にも配慮し、流産や死産による死胎が適切に取り扱われるよう、関係者への周知、理解促進等適切な対応をお願いします。